

平成 28 年 5 月 24 日

関係団体各位

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

消費税の軽減税率制度の対応への協力について

平素から、国土交通行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 15 号）の成立により消費税法等の一部が改正され、平成 29 年 4 月に軽減税率制度を導入することとされております。

これを受けて、4 月 8 日に開催された消費税軽減税率制度導入関係府省庁会議におきまして、軽減税率制度の円滑な導入に向けた取組を関係府省庁が連携して推進していくこととなりました。

つきましては、軽減税率制度への対応が必要となる事業者の皆様の準備が円滑に進むよう、貴団体におかれては、広報・周知等、下記の事項にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 広報・周知

各種広報資料の配布や貴団体ホームページ（国のホームページ特設サイトへのリンクの作成等）を通じ、傘下の各団体及び事業者の皆様に対して、軽減税率制度の内容及び中小企業・小規模事業者等の皆様に対する支援措置に関する広報・周知をお願いいたします。

[軽減税率制度関係のホームページ特設サイト]

- ・ 特集-消費税の軽減税率制度（政府広報オンライン）：
http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/keigen_zeiritsu/index.html
- ・ 消費税の軽減税率制度について（国税庁）：
<http://www.nta.go.jp/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>
- ・ 軽減税率対策補助金（軽減税率対策補助金事務局）：
<http://kzt-hojo.jp/>

2. 説明会の開催案内及び支援体制の構築

貴団体傘下の各団体におかれましては、税務署や市町村等が開催する説明会の日程の案内にご協力いただくほか、必要に応じて、各地域の税務署や商工会・商工会議所等の中小企業団体と連携を図りつつ、貴団体傘下の各団体主催の説明会を開催いただくようお願いいたします。

また、傘下の各団体及び事業者の皆様からの相談に対応するための窓口設置など、必要な支援体制を構築いただくとともに、内容に応じて国の相談窓口にお取り次ぎいただくようお願いいたします。

[参考：国の相談窓口]

- ・ 軽減税率制度の内容に関する相談（国税庁）
最寄り（又は所轄）の税務署（専用コールセンター）
※音声ガイダンスに従い「#」又は「3」をプッシュ
（受付時間）8:30～17:00（土・日・祝除く）
※税務署の電話番号等につきましては、国税庁ホームページから確認できます。
国税庁ホームページ：<http://www.nta.go.jp/>
- ・ レジ導入・システム改修等の支援に関する相談（軽減税率対策補助金事務局）
軽減税率対策補助金事務局コールセンター
0570-081-222（ナビダイヤル）
03-6627-1317（IP電話用）
（受付時間）9:00～17:00（土・日・祝除く）
- ・ 消費税の転嫁等に関する相談や消費税制度に関する一般のお問合わせ
消費税価格転嫁等総合相談センター
0570-200-123（ナビダイヤル）
（受付時間）9:00～17:00（土・日・祝除く）

3. 都道府県別の軽減税率制度導入協議会への参加

上記 1. 及び 2. で実施する広報・周知や説明会の開催等を効果的に実施していくため、中小企業団体や業種団体と国・地方を含めた行政機関等が参加する「軽減税率制度導入協議会」（別紙）を都道府県ごとに組織し、軽減税率制度や中小企業・小規模事業者等の皆様に対する支援措置に関する必要な情報の共有を図ることとしております。

本協議会の事務局は、都道府県商工会連合会にご担当いただく予定ですが、傘下の各団体等に対しまして、事務局からの案内がございましたら、本協議会へ積極的に参加いただくようご連絡をお願いいたします。

4. その他

軽減税率制度の円滑な導入に向け、事業者の皆様の準備状況等を検証するため、今後、定期的にアンケート調査の実施を予定しておりますことから、調査実施に当たりましては、特段のご配慮をよろしくお願いいたします。